

放課後の児童の居場所づくり(居場所事業)に関するQ&A

No.	項目	問	回答
1	全般	事業目的について	留守家庭児童育成室(以下「育成室」という。)の待機児童の放課後の安全な「居場所」を確保し、保護者が安心して就労等できる環境の整備を目的とします。
2	全般	事業内容について	事業に参加する児童が、自主学習、読書、屋内外での遊び等、定められた場所において自由に活動しながら、安全で安心して過ごせるよう、適切に指導し、見守りをを行います。ただし、学習指導は行いません。
3	全般	どのような事業者を想定しているのか。	学童・児童館などの事業を行った実績がある事業者を考えています。
4	全般	運営について (開設日、時間、出席確認、参加費、おやつ提供、お迎え)	育成室と開設の考え方は基本的に同じです。 【開設日、時間】 開設日、時間は学校代休日や長期休業中を含めて育成室と同じ。ただし、土曜日は開設しません。 【出席確認】 児童が受付名簿にチェックすることで対応し、利用できる児童が来ていない場合でも、見守り従事者から保護者への連絡は行いません。 【参加費】 無料です。ただし、保険加入費用相当額500円程度(利用開始時のみ)は負担いただきます。 【おやつ提供】 おやつは提供いたしません。 【お迎え】 育成室の対応に準じ、午後5時以降はお迎えが必要です。
5	全般	委託事業者と同様に、19時まで実施できないのか	直営育成室の代替措置としての事業であるため、直営育成室と同様の時間設定とします。
6	全般	実施期間について (この事業は、令和5年度のみなのか)	年度当初時点の待機児童解消を目途に実施します。 委託推進により令和8年度に指導員欠員解消を想定しているため、令和7年度までを想定しています。
7	全般	どのような事業者が運営するのか。	育成室の運営委託等を担う業者を中心に検討しています(事業実施可能と回答している事業者有り)。
8	全般	対象の育成室は、いつ分かるのか。	待機児童は、1,2年生の1月末までの入室申請受付分を考慮して決定するため、居場所事業を実施する対象校は、2月以降になります。
9	全般	対象の保護者への「居場所」事業の案内はどのような方法で行うのか。	待機となる児童の保護者には、文書で案内します。
10	全般	待機児童数が2~3人程度でも事業を実施するのか。	待機児童が発生していれば、原則として事業を実施しますが、配置スタッフ数は事業者と協議の上、決定します。
11	全般	待機児童が解消した小学校では事業を終了するのか。	待機児童の「居場所」づくりが目的のため、待機児童が解消すれば、当該校での事業は終了します。
12	全般	逆に待機児童が発生した場合は、追加実施するのか。	待機児童の「居場所」づくりが目的のため、待機児童が発生すれば、当該校で事業を開始します。
13	入退室	申込方法について	育成室を待機となった方に「居場所」の利用の意思確認を行います。(入室保留通知に文書を同封する予定です。)
14	入退室	年度途中からの利用は可能か。	対象児童が、年度途中で「居場所」の利用を開始、中止することはできます。
15	入退室	利用を開始する場合や中止する場合は、どのような手続を取るのか。	「留守家庭児童育成室の待機児童を対象とした放課後の「居場所」事業の利用申請・中止届」の提出が必要です。
16	入退室	育成室申請を取り下げた場合、「居場所」利用は継続できるか。	育成室の申請を取り下げた場合、待機でなくなるので、「居場所」の利用はできません。
17	入退室	待機となる児童は4年生か。きょうだいがいる場合は。	児童人数、職員体制が決まっていないので、想定ではありますが、基本的に4年生を考えています。ただし、1月末時点で申請児童が想定よりかなり多かった場合などは、更なる検討を行います。

放課後の児童の居場所づくり(居場所事業)に関するQ&A

No.	項目	問	回答
18	入退室	4年生でも、入室できる児童とできない児童が出て、不公平感がある。4年生は一律育成室に受け入れないことはできないのか。	全員を受け入れることができる場合は育成室に受け入れますが、入室できない児童が複数いる場合は、全員が「居場所」事業の対象で待機していただくことになります。ただし、配慮の必要な児童は除きます。
19	入退室	待機になり、居場所の利用を選択しなかった場合、育成室の定員に空きが生じれば入室できるのか。	待機児童全員が育成室に入室できる場合は全員を受け入れませんが、収まらない場合は、基本的には全員を受け入れません(年度途中の4年生の入室選考も行いません)。居場所を利用する、もしくはしないことで、育成室の入室の可否に差はありません。
20	入退室	「居場所」事業を利用するとした児童は、毎日、利用しなければならないのか。	「居場所」の利用頻度は、各児童や保護者の意思に委ねます。
21	入退室	待機児童であれば、4年生以外でも利用可能か。	待機児童は4年生を前提に考えています。
22	入退室	配慮が必要な児童も対象か。	基本的に4年生が対象であるが、配慮を要する児童は「居場所」ではなく、育成室での受入を考えています。
23	入退室	配慮が必要な児童も利用可能か。	配慮が必要な児童の「居場所」の利用は想定していません。
24	入退室	保険料の徴収はどのように行うのか。	委託事業者が保護者から一時的にお預かりし、まとめて市に納付する予定です。
25	管理運営	「居場所」となる教室は必ず確保できるのか。	学校との協議が必要ですが、放課後の空いている教室を利用します。事業開始後、活動場所がない日が生じた場合は、その日は児童の受入れを行うことはできません(その場合は事前に保護者にお知らせします。)
26	管理運営	部屋は育成室の空き部屋も想定しているのか。できる限り、居場所の児童から学童は離してほしい。	学校の図書室、運動場などを想定していますが、学校と協議の中で、空いている育成室という場合もあります。できるだけ配慮しながら、場所を確保したいと考えています。
27	管理運営	「居場所」の児童1人当たりの面積等の基準は設定するのか。	設定しません。
28	管理運営	見守り事業で、延長時間を実施するのになぜ無料なのか。	本来、育成室の利用を希望し、待機となった児童を対象としたもの、また、暫定的な事業であることから、令和4年度は無償としています。
29	管理運営	利用時の子供の過ごし方、職員体制は。	児童が来た際には名簿に名前書く、またはチェックします。荷物を置いて、行動は自由です。「居場所」の従事者は、2名配置し、見守りを行います。
30	管理運営	出欠確認は、子供が名簿にチェックするのみでしょうか。出欠予定の子が来ていない時、保護者への連絡はするのでしょうか。	出席予定という考え方はありません。「居場所」を利用する日や何時から利用するかは保護者(児童)の自由です。利用する場合に児童が受付名簿にチェックすることで対応し、利用できる児童が来ていない場合でも、「居場所」の従事者から保護者への連絡は行いません。
31	管理運営	日々の児童の帰宅時間はどのように把握するのか。	参加名簿に児童本人が帰宅時間を記入します。
32	管理運営	利用しない日は欠席連絡を入れる必要があるのか。	参加名簿で出欠を管理するので、保護者からの欠席連絡は不要です。
33	管理運営	育成室と「居場所」間の行き来は可能か。	育成室と「居場所」は、両事業の管理運営上、原則として各部屋の行き来は認めないこととします。
34	管理運営	一旦帰宅してから、児童が「居場所」に来るのは可能か。	管理運営上、一旦帰宅してからの利用は認めないこととします。
35	管理運営	保護者からの連絡はどのように対応するのか。	携帯電話を「居場所」に配置し、保護者との連絡対応を行います。
36	管理運営	保護者からの児童の出席確認や「自分の子供を〇時に帰らせてほしい」などの連絡があった場合は、対応できるのか。	携帯電話に連絡してもらえれば対応できる場合もありますが、全ての要望には添えない場合もあります。
37	管理運営	事業全体の責任者の業務内容は。	学校や太陽の広場など他事業との連絡調整や、「居場所」として利用する教室の確保など、事業が円滑に運営できるよう全体を統括します。

放課後の児童の居場所づくり(居場所事業)に関するQ&A

No.	項目	問	回答
38	管理運営	配置スタッフは有資格者か。	資格は問いませんが、一定の保育等の経験を有するものを1人は配置します。
39	管理運営	グラウンドでは誰がスタッフか分からなくなるのではないか。	事業の実施中は、スタッフに名札とビブスの常時着用を義務付けます。
40	管理運営	天災や重大事件等が発生した場合は、保護者が迎えに来る必要があるのか。	利用児童の安全確保のため、保護者にお迎えを依頼します。
41	管理運営	緊急時引渡票は作成するのか。	育成室の入室申請に記載の緊急連絡先を事業者伝えていきます。
42	管理運営	「居場所」として利用する教室には手洗い場やトイレがないが、どうするのか。	小学校の施設を利用します。
43	管理運営	利用児童の保護者は市のメール配信システムに登録できるのか。	利用児童の保護者への連絡は、基本は事業者が対応するので、メール配信システムへの登録は、現時点では考えていません。
44	管理運営	傷害保険等は加入しているのか。	留守家庭児童育成室と同じ傷害・賠償責任保険に加入します。
45	管理運営	保険はどのような補償内容か。	(1)傷害保険 ア. 死亡・後遺障害 (最高)1,000,000円/1名 イ. 入院 1,500円/1日 ウ. 通院 1,000円/1日 ※ 往復途上補償を含む ※ 特定疾病(細菌性食中毒・熱中症(日射病及び熱射病等))についても、上記同様の保険金額を補償するものとします。 (2)賠償責任保険 ア. 対人賠償 (支払限度額)30,000,000円/1名 (支払限度額)200,000,000円/1事故 イ. 対物賠償 (支払限度額)5,000,000円/1事故
46	管理運営	保険の申請事務などは誰が行うのか。	契約主体である、保険会社が書類等を準備し、保護者が申請します。
47	管理運営	「居場所」が臨時休所する場合はあるのか。	育成室が休室となる場合(暴風警報発令時など)は、「居場所」も同様に休室となります。
48	管理運営	学級閉鎖になった場合、「居場所」の利用は可能か。	育成室に準じ、「居場所」も利用することはできません。
49	管理運営	「居場所」で児童が体調不良となった場合はどう対応するのか。	保護者にお迎えを依頼し、到着まで「居場所」内で適切に対応します。
50	管理運営	「居場所」では、おやつを提供しないのか。	「居場所」は、児童の生活の場ではないので、おやつは提供しません。
51	管理運営	おやつの持ち込みは可とするのか。	おやつを提供しない趣旨を踏まえ、持ち込むこともできません。
52	管理運営	お茶などの飲料も提供しないのか。	おやつと同様に提供しません。ただし、水分摂取のため、必要に応じ、保護者が用意することは構いません。
53	管理運営	事業実施中に児童が怪我を負った場合、スタッフが病院に連れていくこともあるのか。	状況に応じ、「居場所」従事者が保護者に連絡し、児童を病院に連れていき、保護者に引き渡します。
54	管理運営	児童間のトラブルには誰が対応するのか。	遊びや生活の中で生じる意見の対立やけんか等については、「居場所」従事者において適切に対応します。
55	管理運営	いじめ事案が生じた際の対応は。	万一、いじめ事案が生じた場合は、「居場所」従事者が学校及び放課後子ども育成室に連絡し、協議の上、適切に対応します。
56	管理運営	現3年生は来年度に育成室に来られなくなる。卒室式は行うのか。	対象の児童は、一定の区切りが必要であると考えています。4年生と合同で「卒室式・お別れ会」を行うなど各育成室で必要に応じて実施を検討します。
57	管理運営	育成室の行事に、「居場所」児童が参加することはできないのか。	「居場所」事業は育成室の待機児童を対象としていますが、運営は別であり、職員、従事者が異なることから、けが、トラブル、事故など管理運営上、対応することが困難な場合が想定されるため、原則、参加できないこととします。
58	管理運営	「居場所」の利用児童は学校の行事には参加可能か。	事業の実施中であっても、児童は学校で行われる各種教育関連行事等に参加は可能です。

放課後の児童の居場所づくり(居場所事業)に関するQ&A

No.	項目	問	回答
59	管理運営	警備員等は配置しないのか。	不審者対応や情報共有について、基本的な手順を定めることを事業者に求めます。なお、通用門付近には、警備員を配置しています。
60	管理運営	避難訓練等は実施するのか。	学校や育成室と連携し、実施します。必要に応じ、市に報告書の提出を求めます。
61	管理運営	保護者ニーズはどのように把握するのか。	年に一度、市で作成のうえ、ニーズ調査を事業者によるアンケートを実施します。
62	管理運営	事業者の実施するアンケート結果は公開するのか。	利用児童の保護者には、文書で渡すことを想定しています。ホームページでの公開については、その是非を検討したい。
63	管理運営	事業者と保護者の懇談は行うのか。	基本的には行いませんが、保護者からの問合せや相談に適切に対応するよう、事業者に求めます。
64	管理運営	「居場所」利用児童の名札は用意するのか。	「居場所」利用児童には育成室等の児童と区別するため、名札、バッジなどを着用します。
65	管理運営	夏季休業中などは午睡時間を設けるのか。	見守りを想定しているため、自由行動とし、設定しません。
66	管理運営	夏季休業中などは弁当を持ってきてもらうのか。	利用時間が1日に及ぶ場合は、弁当を持参する必要があります。
67	管理運営	小学校の代休日は「居場所」を開設するのか。	育成室に準じ、開設します。1日利用する児童は、学校の長期休業期間と同様に弁当を持参する必要があります。
68	管理運営	活動内容はどのように把握するのか。	事業者には業務管理体制報告書、業務日誌、月間報告書等の作成を求めるとし、定期的に市に提出するよう義務付けます。
69	管理運営	保護者へは活動内容をどのように周知するのか。	翌月の事業の開催日、時間、場所、その他周知すべき連絡文書(おたより)を月1回以上作成し、保護者に配付することを事業者に義務付けます。
70	管理運営	保護者は「居場所」を児童が利用すると思っていたが、その日は来ていなかった場合はどうするのか。	児童の意思で利用しなかった場合など、「居場所」従事者が出欠を把握しきれないことも想定されます。保護者は、従事者と連絡を取った際に、児童が「居場所」を利用していないことが分かれれば、保護者から児童に連絡をとっていただくこととなります。
71	管理運営	学級閉鎖や、警報発令時の休室の対応などは、どのように対応するのか。	育成室の対応に準じます。
72	コロナ	育成室が新型コロナのため、休室となった場合、入室児童を放課後の「居場所」で受け入れることは可能か。	飽くまでも待機児童の「居場所」としての位置づけであるため、入室児童の受入れは行いません。
73	コロナ	新型コロナの感染状況によって「居場所」を休所することはあるのか。	「居場所」内で感染が拡大していることが確認できれば、事業者と協議の上、休止することもあります。
74	コロナ	新型コロナの感染者が発生した場合、育成室同様、放課後子ども育成室に報告を求めるとか。	原則として報告を求めます。
75	コロナ	「居場所」でのコロナ対策はどうか。	消毒作業は事業者が行うとともに、基本的な感染防止対策の徹底を事業者に求めます。
76	コロナ	「居場所」でのコロナ対応について、市作成のマニュアルに準じた対応を求めるとか。	市のマニュアルを事業者に提供し、その内容に準じる対応を求めます。
77	要配慮児	要配慮児が利用する場合、職員は加配するのか。	要配慮児の利用は想定していません。育成室での受入を想定しています。
78	要配慮児	要配慮児が利用する場合、巡回相談は実施するのか。	要配慮児の利用は想定していません。育成室での受入を想定しています。
79	要配慮児	要配慮児が利用する場合、保護者の送迎は必要か。	要配慮児の利用は想定していません。育成室での受入を想定しています。
80	ICT	育成室にはポケットWi-Fiを配備しているが、「居場所」として使用する教室ではどのように対応するのか。	基本は学校内のWi-Fi環境を使えるよう、学校と協議します。
81	ICT	タブレット端末の使用は可能か。	可能です。育成室で定めるルールに準じ、自主学習や読書等に活用してください。

放課後の児童の居場所づくり(居場所事業)に関するQ&A

No.	項目	問	回答
82	ICT	「居場所」内でのタブレット破損の責任は誰が取るのか。	学校が児童に端末を貸し出す場合、「端末の故障について、故意又は重大な過失があると認められる場合は弁償」と保護者は同意していることから、「居場所」における故障の際は育成室と同様、学校と保護者間において故障が生じた状況に応じて弁償の有無など対応が決まります。従事者は、故障等が生じた状況を確認できる範囲で保護者に説明します。